

答 申 情 第 4 4 号
平成27年4月15日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年10月23日付け児福第1208号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

心理判定書の公文書一部公開決定についての異議申立てに対する決定（諮問情第71号）

1 審査会の結論

実施機関が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成26年5月1日に、実施機関に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、療育手帳判定に係る文書一式（最重度、重度、中度、軽度の人のもの各1人分、H25年度）の公開を請求した。

(2) 実施機関は、当該請求に係る公文書として「心理判定書」4件（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、本件公文書のうち、個人の特特定や個人のプライバシーの侵害に繋がる部分の公開をせず、その他の部分を公開するとの公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年6月13日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

条例第7条第1号に該当

個人の氏名、生年月日、学校名と学年、ケース番号、具体的な行動観察の内容や医療・行動観察の特記事項、心理判定所見については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

(3) 異議申立人は、平成26年6月18日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消し（個人の氏名、生年月日及び学校名を非公開とした部分を除く。）を求めるというものである。

4 実施機関の主張

公文書一部公開決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 療育手帳判定に係る業務について

ア 療育手帳は、厚生事務次官通知（昭和48年9月）による制度であり、知的障害があると認められる者に対して交付されるものである。

イ 療育手帳は原則、児童の保護者が居住地の福祉事務所にて申請を行い、各福祉事務所からの判定依頼を受けて、実施機関で当該児童の心理判定を行っている。その後、京都市知的障害判定要綱に基づき、知的障害の区分・程度を判定している。

その際、対象児童ごとに療育手帳判定の根拠となる「心理判定書」を作成している。

(2) 本件公文書について

ア 本件公文書は、療育手帳の判定を受けるために、平成25年度に実施機関にて心理判定を実施した児童について作成した心理判定書である。心理判定結果により、知的障害の程度が最重度、重度、中度、軽度と認定されている。

イ 本件公文書には、個人の氏名、生年月日、学校名と学年、ケース番号、心理検査所見、具体的な行動観察の内容や医療・行動観察の特記事項、心理判定所見（障害の程度）、知的障害の区分、次期判定年月日について記載している。

(3) 条例第7条第1号該当性について

ア 本件公文書の医療行動面特記事項欄には、通院中の医療機関名や疾患名等が、心理判定所見欄には障害名が記載されている。今回、公開としている「療育手帳判定区分」「次期判定月」と、これらの情報及び行動観察面や総合所見等に記載した具体的な行動特性や発達状況等とを合わせることによって、個人が特定される可能性は否定できない。またケース番号は、各児童に付与する固有の番号である。

本件公文書には、通常他人には知られたくないような情報が多数記載されている。したがって、本件公文書のうち、学年、ケース番号、具体的な行動観察の内容や医療・行動観察の特記事項、心理判定所見については、条例第7条第1号の「個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないもの」に該当する。

イ 異議申立人は、個人の氏名、生年月日、学校名を除き公開すべきとするが、これらの情報は個人の機微に関する情報であり、個人が特定された場合に生じる被害は甚大であって児童や家庭にとって予期せぬ結果をもたらすことは否定できない。実施機関との信頼関係が崩れて必要な支援が不可能になることも懸念される。

よって学年、ケース番号、具体的な行動観察の内容や医療・行動観察の特記事項、心理判定所見についても非公開とすべきである。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

条例第7条第1号に該当しない（本件処分のうち個人の氏名、生年月日、学校名を非公開とした部分を除く。）。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書には、個人の氏名、生年月日、学校名と学年、ケース番号、心理検査所見、具体的な行動観察の内容や医療・行動観察の特記事項、心理判定所見（障害の程度）、知的障害の区分、次期判定年月日が記録されていることが認められる。

(2) 本件処分について

ア 異議申立人は、個人の氏名、生年月日及び学校名を除き公開すべきであると主張し、これに対し、実施機関は、学年、ケース番号、具体的な行動観察の内容や医療・行動観察の特記事項、心理判定所見（以下「係争部分」という。）については、個人の機微に関する情報であり、個人が特定された場合に生じる被害は甚大であって、児童や家庭にとって予期せぬ結果をもたらすことは否定できないと主張するので、この点について検討する。

イ 本件公文書の医療行動面特記事項欄には、通院中の医療機関名や疾患名等が、心理判定所見欄には障害名が記載されており、公開部分と合わせることによって、個人が特定される可能性は否定できない。また、行動観察や心理判定所見の欄には、児童の様子や、運動面、認知面及び言語面の状況が詳細に記録されていることが認められる。

このように、係争部分には、個人の機微に関する情報が多数含まれており、公開することにより、個人が識別されるおそれがあるほか、本人及び家族に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分予想され、個人が識別された場合における権利利益の侵害が重大なものであると考えられるため、条例第7条第1号に該当すると判断する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成26年10月23日 諮問（諮問情第71号）

11月21日 実施機関からの理由説明書の提出

平成27年 1月22日 実施機関の職員の理由説明（平成26年度第9回会議）

3月 3日 審議（平成26年度第10回会議）

4月15日 審議（平成27年度第1回会議）

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。また、異議申立人から意見書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）